

ご契約終了に関するご案内

お客様会社名		契約終了合意日	
代表者名	決算月	契約終了日(予定)	

廃業の場合は、
・廃業月の翌月
・最終給与支給月
いずれか遅い月

①ご契約終了時に協議が必要となる業務

実施業務	ご契約上の規定	ご案内	費用(税別)
相談業務	契約終了日まで		
給与計算・年末調整	契約終了日の直前の給与支給分まで		
法定調書合計票	別途協議		
源泉所得税納付書	別途協議		
給与支払報告書	別途協議		
労働社会保険	契約終了日までに申請条件が完備する案件まで		
処遇改善加算	契約終了日までに申請期限を迎える案件まで		
助成金	助成金申込書に基づく		
会計入力	契約終了合意日に資料提供のある部分まで		
決算申告	別途協議		
その他	別途協議		

顧問料以外に費用が発生する場合に入力する。

給与計算	廃業以外の場合	契約終了日の直前の給与支給分まで
年末調整	廃業の場合	最終支給分まで(源泉徴収票・納付書作成含む)

労働社会保険	ver.2022.10以前	契約終了合意日に手続に着手している案件まで
	ver.2023.03以降	契約終了日までに申請条件が完備する案件まで

処遇改善加算	ver.2022.10以前	契約終了合意日に手続に着手している案件まで
	ver.2023.03以降	契約終了日までに申請期限を迎える案件まで

会計入力	原則	契約終了合意日に資料提供のある部分まで
	顧客毎に判断	契約終了日までに資料提供のある部分まで

②(廃業の場合のみ) 廃業月の翌月(または最終給与支給月いずれか遅い月)をご契約終了月とし、以下全ての手続きにご対応致します。

雇保・社保資格喪失	各被保険者の資格喪失届
労働社保廃止手続き	事業所自体の適用の廃止手続き
労働保険料確定清算	概算保険料と確定保険料の差額計算
住民税異動届	住民税特別徴収の取りやめ(全員分)
会計入力	解散または清算結了に至るまでの出入金の会計処理

③(廃業の場合のみ) 協議が必要となる業務(ご契約書には規定していません)

実施手続き	ご案内	費用(税別)	
指定廃止届	指定・許可・登録を受けている事業の廃止届		
税務関連届出	税務署、府県税事務所、市町村への届出	10,500	
登記※	解散	会社の解散登記を実施	登記報酬 35,000
		※登記は残るため、この段階では将来の復活可能	概算実費 42,000
	清算結了	会社の登記完全に削除(将来復活不可)	登記報酬 45,000
		※解散登記後に実施(精算結了登記を行わないことも可)	概算実費 44,000
解散・清算結了決算	解散または清算結了登記後の最終決算(決算月に関係なく)、税務届含む	150,000	

不要の場合は金額を削除する。

- ← NPO法人の場合、市役所へのNPO廃止の業務も必要です。
- ← 単なる「休眠」の場合。解散・清算結了の場合は最終決算報酬に含む。
- ← NPO法人の場合、概算実費は3,000円です
- ← NPO法人の場合、概算実費は42,000円です
- ← NPO法人の場合、最終の決算事業報告業務も必要です。

※解散・清算結了いずれも行わず「休眠」とする選択肢もあり。この場合、役員改選登記義務は残ります。

費用合計(消費税別)
326,500

以上ご案内申し上げます
令和5年2月28日
タスクマン合同法律事務所 代表 井ノ上 剛